

(概要版)

# 第10次深川市高齢者福祉計画・第9次深川市介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



# 1. 計画策定にあたって P1～P4

## (1) 計画策定の趣旨 ……P1

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、社会全体で支え合う仕組みとして平成12年度にスタートしました。わが国では少子高齢化が進行しており、本市は既に高齢化率40%を超え今後もさらに高齢化の進行が予想されているなか2025年には75歳以上人口がピークとなり高齢化率は45%程度となることを見込まれています。また、2040年には高齢化率が50%を超える見込みであり、現役世代の人口を高齢者人口が上回ることが予想されています。こうしたなか、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービスの基盤を整備するとともに、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るほか地域における支え合い活動の推進や担い手の育成など、高齢の方々が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し策定します。

## (2) 計画策定の概要 ……P2

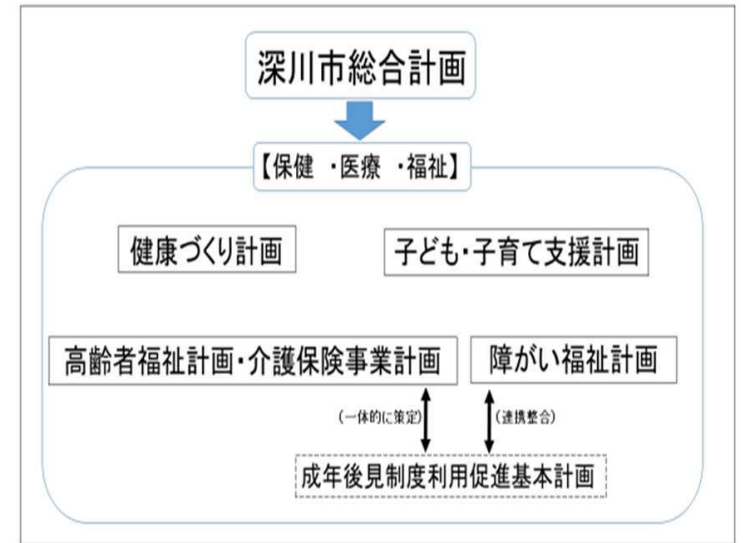
本計画は、深川市総合計画を上位計画とし、保健、医療、福祉の各分野の個別計画との整合性と連携を図るとともに、国、道などの政策動向との整合を図り策定します。また、認知症や精神障がい者・知的障がい者など支援を必要とするすべての方が、社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることを目指し「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画へ包含し、深川市総合計画と調和し、体系上関連計画である本計画と一体的に策定し障害者福祉計画との整合性を図り策定します。

## (3) 計画期間 ……P3

本計画は令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。

## (4) SDGsとの関連 ……P4

「SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国際目標です。本計画においても、SDGsのゴール達成に向け、本市の高齢者福祉を推進します。



## 2. 高齢者の現状 P6～P7

### (1) 高齢者の人口動向と将来推計・・・P6

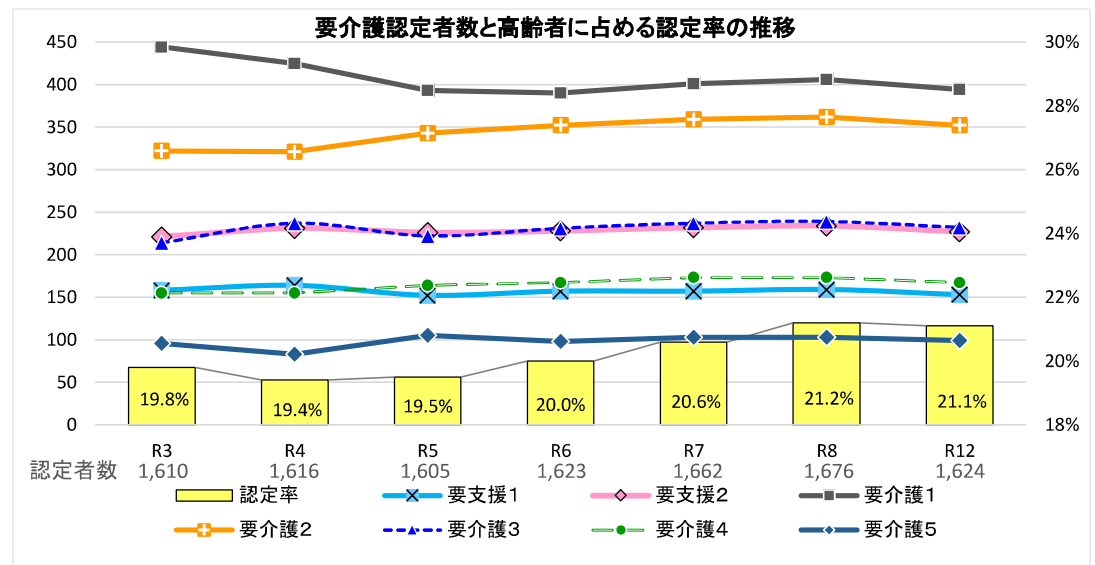
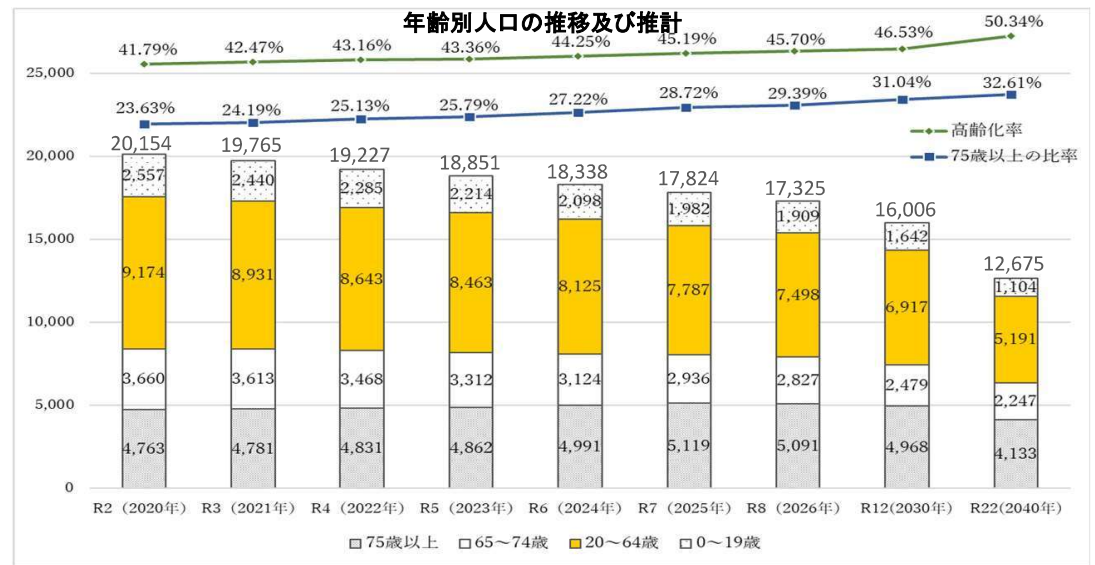
本市における人口は現在も減少傾向にあり、今後74歳までの各年代においては引き続き人口が減少していくものと推測されます。

また、前期高齢者(65歳～74歳)は今後、緩やかに減少していく反面、後期高齢者(75歳以上)の増加に伴い、現役世代の人口と高齢者人口の差が縮みつつあるなか、高齢化率は上昇する見込みとなります。

なお、2040年における本市の高齢化率は50%を超える見込みとなっており、現役世代の人口を高齢者人口が上回ることが予測されます。

### (2) 要介護認定者数の状況と将来推計・・・P7

第1号被保険者数は人口減少とともに今後も減少していく傾向にありますが、要介護認定者数はほぼ横ばいに推移するなか、令和7年以降は後期高齢者(75歳以上)の増加が見込まれ、さらなる要介護認定率の上昇が見込まれます。



### 3. 高齢者を取り巻く現状と課題 P11～P15

第9次深川市高齢者福祉計画・第8次深川市介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)において掲げた基本目標ごとに、3年間の取組実績と成果、関連するアンケート調査の結果から、高齢者を取り巻く課題について整理しています。

#### (1) 地域で支え合う仕組みづくり……P11

高齢者が抱える課題は複雑化し、医療・介護双方のニーズを有したり、8050問題など既存サービスでは対応しきれない課題が多くなってきています。これらの課題解決に向けて地域包括支援センターの更なる機能強化が求められており、地域包括支援センターでの多職種連携の強化、生活支援等体制整備に向け地域住民等の協力を得ての地域の支え合い活動体制の構築、医療と介護の連携強化が重要です。

#### (2) 認知症への支援と権利擁護の推進……P12

認知症サポーター養成講座等を通じ認知症への理解は進んでいる一方で、独自調査の結果、認知症の相談窓口を知らないとの回答が半数以上あったことから、認知症の方とその家族が住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、より一層普及啓発に努める必要性があげられます。また、権利擁護の推進のため成年後見制度など制度の利用が必要な方が必要時に制度を利用できるよう普及啓発の取り組みが求められています。

#### (3) 介護予防・健康づくりの推進……P13

参加者のニーズ等に合わせ、地域の集まりやすい場所での事業開催や地域とのつながりが希薄化し孤立しないための拠点づくりに取り組んできました。今後、市民がフレイル予防の意識を高め、住民主体の取り組みが継続できるよう支援を進める必要があります。

#### (4) 安心、快適な暮らしの確保……P14

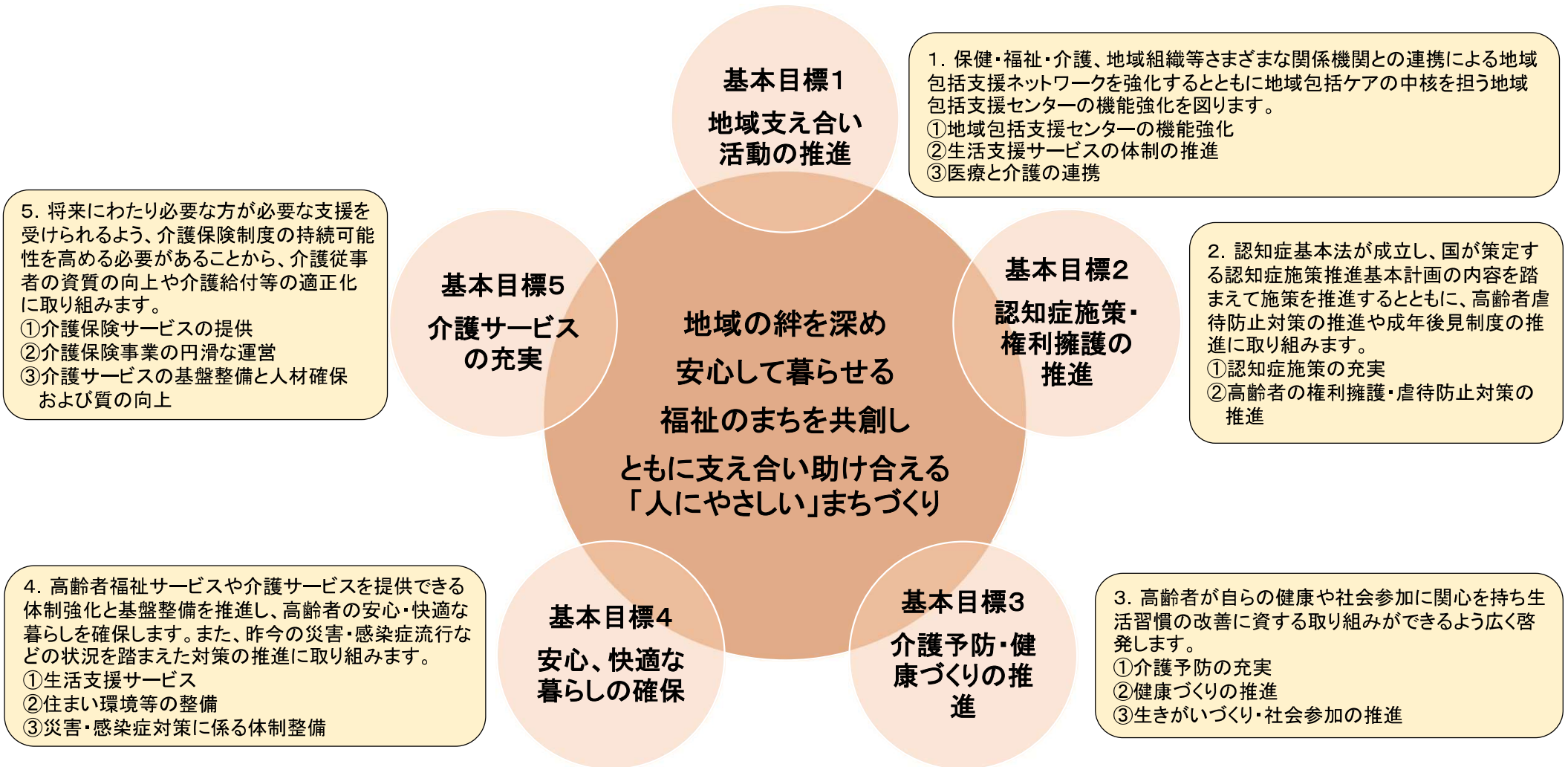
市独自で実施しているサービスについて、各関係機関の協力により高齢者の安全確保等の取り組みに努めており、今後の高齢化率の上昇で、単身高齢者や高齢夫婦世帯の増加が見込まれるため、より一層のサービスの充実が必要になるものと考えます。

#### (5) 介護サービスの充実……P15

ケアマネジメントを通じて適切なプランの作成により日常生活の維持・改善を図るもので、今後もケアマネジメントの機能強化のため、資質向上の研修会の開催や関係職種によるネットワークづくりの推進が必要となります。

近年は介護職員初任者研修の受講者が減少しており、慢性的な担い手不足が進んでおり、介護人材確保に向けた課題があげられます。

## 4. 基本理念・基本目標 P16～P19



## 5. 高齢者福祉施策の展開 P21～P45

### 基本目標1 地域支え合い活動の推進

#### 1. 地域包括支援センターの機能強化

- ・介護予防ケアマネジメント業務
- ・総合相談支援業務
- ・地域ケア会議の機能強化
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・地域見守りネットワークづくり事業
- ・地域見守りネットワーク協定
- ・高齢者基本台帳の整備

#### 2. 生活支援サービスの体制の推進

- ・介護予防・生活支援サービスの提供基盤の整備

#### 3. 医療と介護の連携

- ・在宅医療・介護連携事業

### 基本目標2 認知症施策・権利擁護の推進

#### 1. 認知症施策の充実

##### 認知症理解への普及啓発と 本人発信支援および予防活動の推進

- ・認知症サポーター養成事業
- ・認知症相談窓口および予防活動の周知
- ・認知症ケアパスの活用
- ・普及啓発イベント等の開催
- ・本人ミーティングの支援

##### 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・認知症地域支援推進員の充実
- ・認知症初期集中支援チーム
- ・認知症ケア向上事業
- ・認知症カフェの支援
- ・家族介護支援事業

##### 在宅生活の支援

- ・認知症サポーターフォローアップ事業
- ・チームオレンジの活動整備
- ・SOSネットワーク事業
- ・地域密着型サービスの充実

#### 2. 高齢者の権利擁護・虐待防止対策の推進

##### 成年後見制度等の利用促進

- ・北空知成年後見相談センター運営事業
- ・日常生活自立支援事業

##### 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

- ・虐待防止に係る広報・普及啓発
- ・虐待防止のネットワークづくり
- ・相談・支援体制の充実



## 基本目標3

### 介護予防・健康づくりの推進

#### 1. 介護予防の充実

##### 介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービスA(基準緩和)
- ・訪問型サービスB(住民主体)
- ・訪問型サービスC(身体・栄養・口腔)
- ・訪問型サービスD(住民主体による移動支援)
- ・通所型サービスA(基準緩和)
- ・通所型サービスB(住民主体)
- ・通所型サービスC(機械を使用した筋力アップ)

##### 一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・介護予防サポーター養成
- ・自主グループ活動の立ち上げ支援
- ・地域の通いの場の介護予防活動支援
- ・保健推進員による介護予防活動支援
- ・生命の貯蓄体操普及啓発活動支援
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

#### 2. 健康づくりの推進

- ・高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施
- ・地域健康教育・健康相談
- ・がん検診・健康診査の啓発
- ・感染症・熱中症予防の啓発

#### 3. 生きがいづくり、社会参加の推進

##### 交流の場づくりの支援

- ・老人福祉センター・老人いこいの家の運営
- ・シルバークラブ活動の支援
- ・介護予防ふれあいサロン普及推進事業
- ・敬老ふれあい事業

##### ボランティア活動の奨励

- ・住民活動やボランティア・NPO活動の促進
- ・ボランティアセンターの支援
- ・生活・介護支援サポーター養成・ネットクづくりの促進

- ・生涯学習の支援

- ・就労支援の推進

## 基本目標4

### 安心、快適な暮らしの確保

#### 1. 生活支援サービス

- ・在宅老人等給食サービス事業
- ・家族介護用品支給事業
- ・移送サービス
- ・緊急通報システム設置事業
- ・福祉電話設置事業
- ・高齢者ゴミ出し支援事業
- ・高齢者バス利用料金助成事業

#### 2. 住まい環境等の整備

- ・利用しやすい住居・公共施設の整備
- ・福祉除雪サービス

##### 居住系サービスの提供

- ・養護老人ホーム
- ・サービス付き高齢者住宅
- ・有料老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)
- ・生活支援ハウス

#### 3. 災害・感染対策に係る体制整備

- ・救急業務の対策
- ・救急あんしんカードの普及事業
- ・防火・防災の対策
- ・感染症予防対策

## 基本目標5

### 介護サービスの充実

#### 1.介護保険サービスの提供

##### 居宅介護サービス

- ・訪問介護(ホームヘルパー)
- ・訪問看護
- ・居宅療養管理指導
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
- ・短期入所療養介護
- ・福祉用具貸与
- ・住宅改修費の支給
- ・訪問入浴介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所介護(デイサービス)
- ・短期入所生活介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・特定福祉用具の購入費支給
- ・居宅介護支援

##### 施設サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

##### 地域密着型サービス

- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅
- ・地域密着型通所介護

#### 2.介護保険事業の円滑な運営

##### 介護保険事業の推進

- ・介護保険制度の普及啓発
- ・事業所の指定・指導監督
- ・介護保険料の収納率向上

#### 3.介護サービスの基盤整備と人材確保および質の向上

##### 介護給付費の適正化

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプランの点検
- ・住宅改修等の点検
- ・縦覧点検・医療情報との突合
- ・介護給付費の通知

##### 相談・指導体制の充実

- ・介護相談員派遣事業
- ・相談・苦情対応
- ・指導監督等

##### 介護人材確保・介護現場生産性向上の推進

- ・介護職員養成研修支援事業
- ・外国人介護人材受け入れ事業
- ・深川市認定ヘルパー養成研修の実施
- ・研修の場の提供
- ・ICTを活用した職場改善の取り組み
- ・電子申請・届出システム利用による事務負担軽減の取り組み



## 6. 成年後見制度利用の推進(成年後見制度利用促進基本計画)P47～53

### (1) 第二期深川市成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度利用促進基本計画(以下「計画」という。)は成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。)第14条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、今回第二期として権利擁護支援における地域ネットワーク構築を目指し作成するものです。

### (2) 深川市の現状と課題

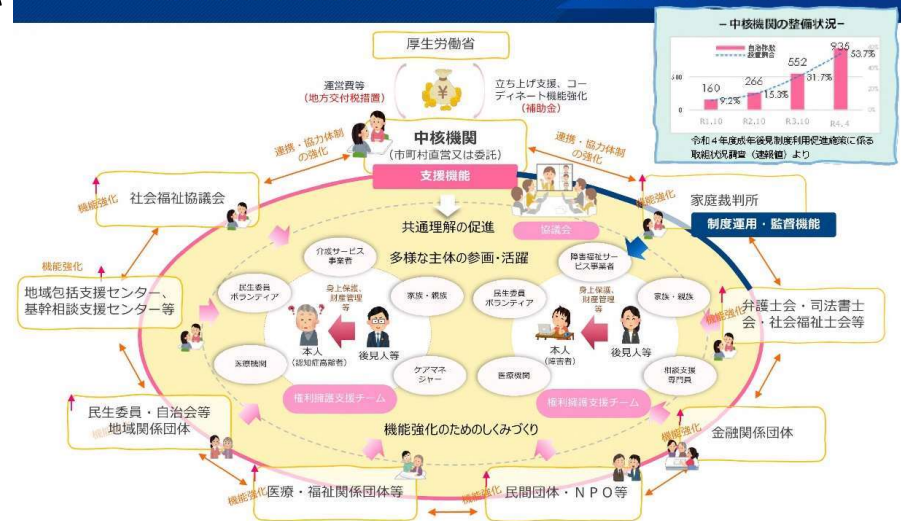
成年後見制度とは、認知症または精神上の障がい等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」という。)がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。厚生労働省の認知症施策推進大綱において、2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症と試算されていることを鑑み、本市では65歳以上の認知症を有する高齢者が約1,640人、また知的、精神障がい者数の約440人を合わせると約2,080人が対象と考えられます。本市に本籍地がある成年後見制度利用者人数は41人(令和5年10月現在)であり、制度の利用が必要と思われる認知症高齢者や知的・精神障がい者数と比較すると、制度利用者は著しく少ない状況にあります。背景としては、対象者に金銭管理等の支援者がおらず、やむを得ず施設や病院で管理していることも考えられ、本来成年後見制度の利用が必要だが利用につながっていない方がいることが考えられます。

本市では、計画に基づいて体制整備を進め、北空知1市4町の広域事業として中核機関である「北空知成年後見相談センター」の業務を令和5年4月深川市社会福祉協議会に委託し、準備期間を経て令和5年10月に開設しました。広報・普及啓発、相談機能から活動を開始しており、今後進化させていく必要があります。

### (3) 地域連携ネットワークの体制の構築

地域連携ネットワークとは、国の基本計画において、権利擁護を必要とする方の発見・支援等を実施する事を目的に、保健・医療・福祉・法律の専門職等が連携し、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」の3つ要素が機能できるよう北空知地域連携ネットワークの構築できるよう取り組みを進めていきます。

中核機関(地域連携ネットワークの中核となる機関)の役割図



## 7. 介護保険事業の見込みP54～P59

○令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの介護事業費の見込みは、高齢者人口、要介護認定者数、サービス利用の見込みや実績等から次のように推計しました。(単位:円)

	R6年	R7年	R8年	合計
①標準給付見込額	2,142,760,000	2,199,771,000	2,224,416,000	6,566,947,000
介護給付費	1,977,825,000	2,029,531,000	2,051,942,000	6,059,298,000
予防給付費	29,977,000	31,867,000	32,935,000	94,779,000
その他給付費	134,958,000	138,373,000	139,539,000	412,870,000
②地域支援事業	169,145,000	171,234,000	171,684,000	512,063,000
③介護予防・日常生活支援総合事業	124,283,000	126,036,000	126,286,000	376,605,000
包括的支援事業・任意事業	44,862,000	45,198,000	45,398,000	135,458,000
④介護保険事業費(①+②)	2,311,905,000	2,371,005,000	2,396,100,000	7,079,010,000
⑤第1号被保険者負担相当額 (④*23%)	531,738,150	545,331,150	551,103,000	1,628,172,300
⑥調整交付金基礎額(①+③)	2,267,043,000	2,325,807,000	2,350,702,000	6,943,552,000
⑦調整交付金相当額「⑥×5.0%」	113,352,150	116,290,350	117,535,100	347,177,600
⑧調整交付金見込交付割合	9.93%			
⑨調整交付金見込額(⑥×⑧)	225,117,000	230,953,000	233,425,000	689,495,000
⑩財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
⑪財政安定化基金償還金	0	0	0	0
⑫介護保険準備基金取崩額				150,000,000
⑬保険料収納必要額				1,135,854,900
⑭予定保険料収納率	99.40%			
⑮所得段階別加入割補正後1号被保険者数	7,399人	7,345人	7,218人	21,962人

## 8. 一人当たりの保険料基準額 P60

$$\text{保険料収納必要額⑬} = \text{⑤} - (\text{⑨} - \text{⑦}) + \text{⑩} + \text{⑪} - \text{⑫}$$

$$\text{※保険料基準額} = \text{⑬} \div \text{⑭予定保険料収納率} \div \text{⑮所得段階別加入割補正後第1号被保険者数} \div 12\text{ヵ月}(100\text{円未満切捨て}) = \text{月額:4,300円}$$

(年額:51,600円)

## 9. 保険料の所得段階設定 P60

第1号被保険者の保険料は、所得に応じた負担金割合によって個人の保険料が決まります。

所得段階の設定は、国が定めた標準段階を基本に市町村の実情によって定められ、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため所得段階を13段階とします。

段階	課税状況		対象条件	基準額に準ずる割合		保険料(年額)	
	本人	世帯		8次計画	9次計画	8次計画	9次計画
1	生活保護世帯		・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯員全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	(0.50) 0.30	(0.455) 0.285	(27,600円) 16,500円	(23,400円) 14,700円
2	非課税	非課税	・世帯全員が市民税非課税かつ、本人年金収入が80万円以上120万円以下	(0.75) 0.50	(0.685) 0.485	(41,400円) 27,600円	(35,300円) 25,000円
3			・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入120万円超	(0.75) 0.70	(0.690) 0.685	(41,400円) 38,600円	(35,600円) 35,300円
4			・本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	0.9		49,600円	46,400円
5	課税	課税	・本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	1.0 (基準)		55,200円	51,600円
6			・市民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.2		66,200円	61,900円
7			・市民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3		71,700円	67,000円
8			・市民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5		82,800円	77,400円
9			・市民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	1.7		93,800円	87,700円
10			・市民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満		1.9		98,000円
11	・市民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満		2.1		108,300円		
12	・市民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満		2.3		118,600円		
13	・市民税課税かつ合計所得金額720万円以上		2.4		123,800円		

## 10. 将来推計値 P62～66

令和12年度(2030年)・令和17年度(2035年)・令和22年度(2040年)の介護事業費の将来推計値を次のように推計します。

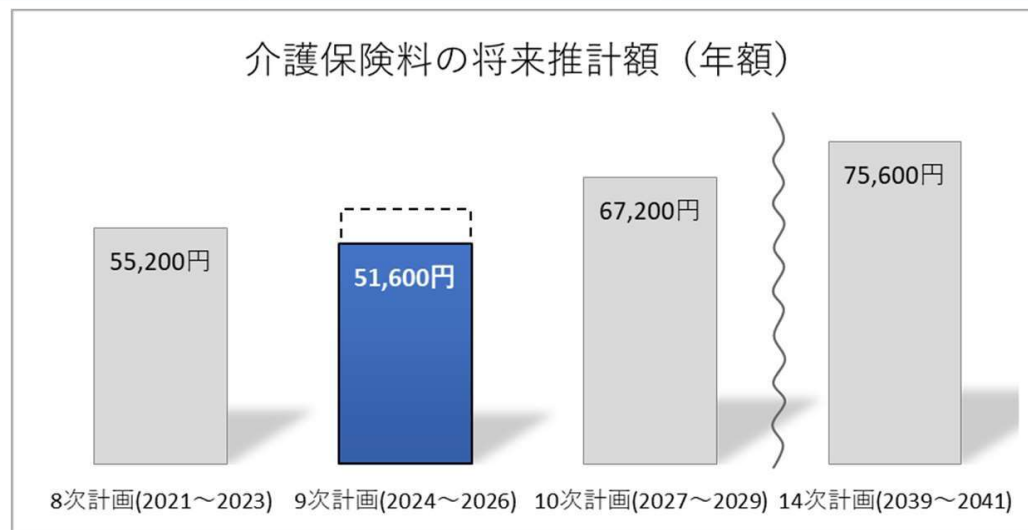
		R12年	R17年	R22年
標準給付見込額	合計①	2,201,892,000	2,255,134,000	2,248,702,000
	介護給付費	2,035,530,000	2,085,214,000	2,079,862,000
	予防給付費	32,678,000	32,882,000	32,786,000
	その他給付費	133,684,000	137,038,000	136,054,000
地域支援事業	合計②	153,681,000	146,976,000	136,429,000
	介護予防・日常生活支援総合事業	110,185,000	104,174,000	94,367,000
	包括的支援事業・任意事業	43,496,000	42,802,000	42,062,000
③介護保険事業費(①+②)合計		2,355,573,000	2,402,110,000	2,385,131,000

## 11. 将来推計における介護保険料の見込み P66

令和12年度(2030年度)の総人口16,000人に対し介護総給付費は23億5千万円、令和6年度では18,300人に対し23億1千万円の給付費と比較すると、将来的に約4千万円の増額が見込まれる状況です。

今後も人口は減少傾向にあります。高齢化率の上昇に伴い保険料は変化していくことが予測されるなか、令和22年度(2040年度)には23億8千万円の給付費に対し、総人口は約12,600人程度に減少すると見込まれ、令和12年の保険料予測額が年額67,200円程度に対し、令和22年度(2040年度)には年額75,600円程度となる見通しから、今後3年ごとに第1号被保険者の介護保険料は上昇していくことが予測されています。

(※上記将来推計値の試算につきましては、今後も介護保険制度が継続して行くことを前提とした推計値による保険料の見込みとなります。)



〔 〕 は、介護保険準備基金の取り崩しを行わない場合の保険料(58,800円)



(概要版)

第10次深川市高齢者福祉計画・第9次深川市介護保険事業計画

—地域の絆を深め、安心して暮らせる福祉のまちを共創し、ともに支え合い助け合える、「ひとにやさしい」まちづくり—

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

発行 深川市

編集 深川市市民福祉部高齢者支援課

〒074-8650 深川市 2条 17番 17号

電話：0164-26-2238 FAX：0164-22-8134

Eメール [kourei@city.fukagawa.lg.jp](mailto:kourei@city.fukagawa.lg.jp)